

# 仕様書

## 1 委託業務名称

自転車の交通反則通告制度（青切符制度）に関する啓発ポスターデータの作成と印刷

## 2 納期

令和8年2月4日（水）まで

## 3 委託内容

京都市営地下鉄車内に掲出する広告データの作成

地下鉄車内広告の内容を踏まえたポスターデータの作成

作成された広告、ポスターの印刷

## 4 形状

（広告）

大きさ：H 2 8 0 mm×W 5 1 5 mm， 色：片面フルカラー，素材：コート紙 3 5 0 kg又は同程度の素材

（ポスター）

大きさ：B 2 サイズ， 色：片面フルカラー，素材：コート紙 1 1 0 kg又は同程度の素材

## 5 印刷数量

広告 2 7 2 枚，ポスター 2 4 0 枚

## 6 基本的な業務の進め方

- （１） 製作スケジュール案は，建設局自転車政策推進室（以下，「担当課」という。）と受託者とが協議して決定するため，受託者決定後に初回打合せを実施する。
- （２） 出稿については，担当課が受託者と協議を行い，受託者は，担当課が提出した資料や打ち合わせの内容を基に具体的な広告の内容及びデザイン（キャッチコピー含む）について考案し、広告、及びポスターそれぞれ３種類を提案するものとする。
- （３） 受託者は，デザイン案の色付見本（原寸大）又は電子データを担当課に提出し，それらに対し，担当課が校正を行う。
- （４） 校了後，作成したデザインの印刷物，及びデータ（PDF，JPEG）を担当課へ納品する。

（作成にあたっての留意事項）

- ・ 担当課から受託者に渡す今回の広告及びポスターで特に周知したい交通反則通告制度の内容を踏まえ，デザインと掲載情報を工夫し，予備知識のない者にも平易なよう，内容等が体系的に理解できるような内容，構成とすること。
- ・ 文字情報過多とならないよう，イラスト等を用いて自転車の交通違反の例を視覚的に理解できるイラストを散りばめ，見る者を飽きさせない工夫を凝らすこと。

- ・自転車利用者の目を引くようなインパクトと訴求力があり，全体として統一感のあるデザインであること。

## 7 校正

- (1) 校正作業は3回まで行うものとする。
- (2) 各校正や校了の際に受託業者自ら内稿を行い，誤りを発見したときは，速やかに担当課に報告し，修正作業を行うこと。
- (3) その他，細部にわたって，担当課の指示を受けること。

## 8 その他

- (1) 著作権は京都市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は業務完了後，業務完了届（任意書式）を担当課に提出すること。
- (3) 担当課に提出したイラストのデータは，京都市の他の広報媒体等でも使用する場合があります，印刷物の増刷及びインターネット発信に関する二次使用权を有する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については，担当課と協議するものとする。
- (5) 納品は2箇所に分けて行うものとする。

## 9 納品先

京都市交通局企画総務部営業推進課広告担当

住所 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地 SANSA右京5階

TEL 075-863-5062

広告：270枚

京都市建設局自転車政策推進室

住所 〒604-8571 京都市中京区上本能寺前町488 分庁舎3階

TEL 075-222-3565 FAX 075-213-0017

広告：2枚 ポスター：240枚